

議案第10号

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成24年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。次条において「個人番号カード」という。）を自ら提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号を入力した場合は、印鑑登録証の提示を省略することができる。

第16条を削る。

第17条中「前2条」を「前条」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人

番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード」に改め、同条を第16条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明の申請時に、個人番号カードを提示する場合は、印鑑登録証の提示を省略することができる旨を規定するため、本案を提出する。